

## 東京都公衆浴場振興条例（案）

### 目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	公衆浴場の振興の推進に関する基本的施策
第一節	公衆浴場振興計画（第七条・第八条）
第二節	公衆浴場振興の総合的推進のための施策（第九条—第十六条）
第三章	東京都銭湯の日（第十七条）
第四章	雑則（第十八条）
附則	
第一章	総則

### （目的）

第一条 この条例は、公衆浴場が都民等への入浴の機会の提供のみならず、健康の増進、都民等相互の交流の促進等の重要な役割を果たしており、伝統文化の継承、発信等の役割も期待されているにもかかわらず、著しく減少しつつある状況に鑑み、公衆浴場の振興について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公衆浴場 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

二 都民等 都民及び都内における観光旅行者その他の滞在者をいう。

三 浴場経営者 知事（特別区又は保健所を設置する市にあっては、区長又は市長）の許可を受けて、業として、公衆浴場を経営する者をいう。

四 浴場関係団体 浴場経営者で構成される団体その他の公衆浴場に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第三条 公衆浴場の振興は、浴場経営者及び浴場関係団体による主体的な取組を促進することを基本として行われなければならない。

2 公衆浴場の振興は、公衆浴場が都民等への入浴の機会の提供とともに、健康の増進、交流、伝統文化の継承及び発信等の場として重要な役割を果たしているとの基本的認識の下に行われなければならない。

3 公衆浴場の振興は、東京都（以下「都」という。）、国、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、浴場経営者並びに浴場関係団体が相互に連携するとともに、都民が協力することを基本として行われなければならない。

4 公衆浴場の振興は、浴場経営者の経営資源の確保が困難であることに鑑み、その経営の規模及び形態、地域の特性、立地条件等に応じ、十分な配慮がなされることを基本として行われなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、前条に定める基本理念にのっとり、公衆浴場の振興に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 都は、浴場経営者、浴場関係団体及び区市町村が行う公衆浴場の振興に関する取組等に対して、必要な支援を行わなければならない。

（区市町村の役割）

第五条 区市町村は、他の区市町村と連携を図り、都が実施する公衆浴場の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(浴場経営者及び浴場関係団体の役割)

第六条 浴場経営者は、主体的に経営の安定を図り、もって都民等の公衆浴場の利用の機会の確保を図るよう努めるものとする。

2 浴場経営者及び浴場関係団体は、都が実施する公衆浴場の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 公衆浴場の振興の推進に関する基本的施策

### 第一節 公衆浴場振興計画

(公衆浴場振興計画)

第七条 知事は、公衆浴場の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公衆浴場の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公衆浴場の振興に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、公衆浴場の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、振興計画を定めるに当たっては、浴場経営者、浴場関係団体及び都民の意見を反映するよう努めなければならない。

4 知事は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、東京都議会に報告しなければならない。

5 前二項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第八条 知事は、毎年度、振興計画の実施状況を公表するとともに、東京都議会に報告するものとする。

第二節 公衆浴場振興の総合的推進のための施策

(利用の機会の確保)

第九条 都は、公衆浴場の経営の安定、入浴料金の負担軽減等、都民等の公衆浴場の利用の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(情報の提供)

第十条 都は、公衆浴場に関する情報を効果的に都民に提供し、また国内外に発信するなど、都民等の公衆浴場に対する関心と理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(次世代への継承)

第十一条 都は、公衆浴場を次世代に継承するため、青少年に対する情報の提供及び発信その他青少年の利用の機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(他の施策との連携による利用及び活用の機会の確保)

第十二条 都は、福祉、スポーツ、文化、観光等の都が行う施策を通じて、公衆浴場の利用及び活用の機会の確保を図るよう努めるものとする。

(経営の安定への支援)

第十三条 都は、浴場経営者の地域における持続的な事業活動を支援するため、経営に関する相談、指導、研修等に係る体制整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 都は、浴場経営者に対して必要な資金を円滑に供給することにより、経営の安定を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 都は、公衆浴場について、経営の安定に必要なと認める場合には、所要の助成及び上下水道料金の軽減その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業継承への支援)

第十四条 都は、公衆浴場経営の後継者を育成し、事業が継承されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(文化的、歴史的価値を有する建造物等の保存、継承及び活用)

第十五条 都は、文化的、歴史的価値を有する公衆浴場の建造物等が適切に保存、継承及び活用されるように、支援、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第十六条 都は、公衆浴場の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第三章 東京都銭湯の日

(東京都銭湯の日)

第十七条 公衆浴場の魅力を国内外に発信するとともに、都民等が公衆浴場に親しみ、公衆浴場の振興に対する理解と関心を深めるため、東京都銭湯の日を定める。

2 東京都銭湯の日は、十月十日とする。

第四章 雑則

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公衆浴場の振興のため、条例を制定する必要がある。